

## 令和2年度 商店街等リノベーションコンペ事業 募集要領

### 1 事業名

商店街等リノベーションコンペ事業

### 2 事業の概要

埼玉県内の商店街及び中心市街地の活性化を図るため、リノベーションという手法・考え方を通じて、地域にある遊休資産に新たな価値を生み出した事業を募集します。

地域のにぎわい創出や地域ブランド向上に資する優れたアイデアを表彰し、他の地域への波及や良質な事例のアーカイブ化を目指します。

応募事業は、県の設置する審査委員会において、独自性、汎用性、継続性、影響力、新しい生活様式への対応などを総合的に審査します。

### 3 本事業におけるリノベーションの定義

遊休資産を活用・改修することで、単なる修繕にとどまらず、商店街及び中心市街地の活性化につながる機能やデザインを加えた「新たな価値の創造」を、広く「リノベーション」といいます。

### 4 対象地域

県内全域（さいたま市を除く）

### 5 応募要件

#### (1) 対象事業

以下のいずれも満たすものを対象とする。

- ①商店街及び中心市街地にある遊休資産を活用していること。
- ②地域のにぎわいを創出し、地域ブランドの向上に貢献していること。
- ③リノベーションにより実施する事業の業種が小売業・飲食業・サービス業等で次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行おうとするもの。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係するもの。
  - ウ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業（いわゆるチェーン店事業）を行おうとするもの。
  - エ 法令及び公序良俗に反する事業であるもの。

※ 小売業・飲食業・サービス業等とは、主に以下の事業をいう。

- ・小売業（ドラッグストアやコンビニエンスストアは除く）

織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業（家具小売業、書籍・雑誌小売業など）

- ・飲食業（キャバレー、ナイトクラブ等は除く）  
飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス等
- ・サービス業  
洗濯・理容・美容、その他の生活関連サービス業（旅行業、観光葬祭業等）
- ・その他、商店街のにぎわいの創出や、地域ブランドを向上させると認められる業種（チャレンジショップ、シェアオフィス等）

（事業例）

- ・商店街の空き店舗を活用し、地域の高齢者が集う交流拠点となったカフェ
- ・商店街のフードコート化を目指し、空き地を活用したビアガーデンの設置

※ リノベーションの手法や考え方をういたものであれば、新しい空間活用の手法など社会実験的な取り組みやコミュニティデザインといった、中・長期的視点に立ったプロジェクトなどを含みます。

※ リノベーションの手法や考え方をういたものであれば、空き地などの遊休資産に新しく建造物を建設する事業が含まれていても応募の対象となります。

## （２）対象者

平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に、埼玉県内（さいたま市を除く）にて、リノベーション事業を開始（または開始を予定）する小売業・飲食業・サービス業等（企画・設計・施工業者等を含む）の事業を営む中小企業者（※）、または団体。なお、個人事業者を含む。

（平成30年度、令和元年度の「空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業」にて入賞した者を除く。）

※ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者。

## 6 賞金

- ・最優秀賞 100万円（1件）
- ・優秀賞 25万円（2件）
- ・奨励賞 5万円（10件）

## 7 受賞の取消し

次のいずれかに該当するときは受賞の決定を取り消します。

- ・虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- ・提案事業が建築基準法はじめ法令に違反したとき。
- ・社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- ・その他提案事業を正当な理由なく実施しないとき。

## 8 応募方法

### (1) 募集期間

令和2年8月28日(金)～10月16日(金)

郵送の場合は、期間最終日の消印まで有効です。

### (2) 提出書類

ア 応募申請書(様式第1号)

イ 事業概要(様式第2号)

ウ 対象事業の内容がわかる写真

エ 対象事業の実施場所の案内図

オ 添付書類(補足で提出したいものがある場合)

※ そのほか、提出後に補足書類を求める場合があります。

### (3) 提出方法

ア 申込フォームへの入力

(Facebook 特設ページ (<https://www.facebook.com/machinakareno/>) 内)

イ 郵送(ア 申込フォームへの入力が難しい場合)

※ 郵送の場合、提出部数は5部です。また、対象事業の内容がわかる写真についてCD-R等にデータを保存の上、あわせて郵送ください。

### (4) 郵送の場合の提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (本庁舎5階北側)

(電話) 048-830-3761

### (5) その他

提出書類一式は返却しません。

## 9 選考

県は、審査委員会を設置し、応募事業の選考を行います。

### (1) 第一次審査(書類審査)

提出書類に基づき書面審査を実施します。提出書類は事務局が運営する本事業のFacebook ページ(アドレス記載)にて公開し、一般の方の投票も審査に加味します。

第一次審査の結果はメールで通知します。必要に応じてヒアリングや現地調査を行います。

### (2) 第二次審査(公開コンペ審査)

第一次審査を通過した事業について、追加でアピールポイントをA3版(用紙)

にまとめた資料の提出を求めます。

資料の他、公開の場でプレゼンテーション（事業説明）と適宜質疑応答を行っていただき、審査員による協議の上、最優秀賞・優秀賞・奨励賞を選定します。

なお、第二次審査はオンライン配信を予定しています。

## 10 選考基準

- (1) 独自性：事業規模を問わず新たな発想や独自の創意工夫があるか。
- (2) 汎用性：他地域の取組に応用できるポイント・再現できるポイントがあるか。
- (3) 継続性：事業継続の安定性があるか。
- (4) 影響力：地域の課題やニーズに応え、波及効果・エリア活性につながるポイントがあるか。
- (5) 新しい生活様式への対応：新しい生活様式を踏まえ、これからの時代のヒントになる優れた視点はありますか。

## 11 スケジュール

日程	内容
令和2年8月28日（金）	募集開始
令和2年10月16日（金）	募集締め切り
令和2年11月上旬	一次審査通過者発表
令和2年12月中旬	二次審査（公開配信予定）
令和2年12月下旬	優秀者発表
令和3年1月中旬	表彰式・トークイベント

## 12 提出先・お問合せ先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎5階北側）

（電話）048-830-3761 （FAX）048-830-4812

（E-mail）a3750-11@pref.saitama.lg.jp